

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が所有する画像等の取扱いに関する要領

第1（趣旨）

この要領は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下、「法人」という。）が所有する画像等の利用承認事務を、円滑に推進するために必要な事項を定める。

なお、要領における「画像等の利用」とは、図表や記録写真 及び映像（動画）を含むものとし、紙媒体及びインターネットへの掲載、テレビ放映、イベント会場での展示等での利用をいう。映像については、上映・公共送信も「画像利用」に含まれる。

第2（利用承認の手続き）

1 画像等を利用しようとする者（法人役員及び職員を除く。）は、要領第3に定める要件に適合する場合において、所定の申請書（様式1）により行うものとする。

なお、利用承認にあたっては、所定の回答様式（様式2）により、必要な条件を附して承認する。

2 当法人のホームページにより承認が不要な画像等の利用についてはこの限りではない。

第3（利用承認の要件）

画像等の利用承認を受けるものは、次の各号に該当するものであること。

1 申請した画像等が、営利を主たる目的として利用されるものでないこと。

2 申請者は、原則として公共的な団体や学校教育法第1条に定める学校、新聞社等の報道機関、その他法人業務の推進に寄与する目的又は実績のある団体であること。

3 申請した画像等を利用した成果物が、法人の品位、イメージ及び名誉を傷つけるおそれがないこと。

4 公序良俗に反する、又はそのおそれがないこと。

5 事業に関して法令に違反行為がないこと。

6 政治、宗教又は思想等の活動に使用されるおそれがないこと。

7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがないこと。

8 申請者の役員、従業員、社員その他構成員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

9 画像等は許可した利用目的、期間の範囲内で使用され、許可の範囲を超えた改変、他へ譲渡又は転貸のおそれがないこと。

10 提供を受けた画像等について、利用成果物に法人からの提供が明記されること。

11 その他、画像等の利用承認を行うことが、法人の運営上不適当と認められるものがないこと。

第4（承認取消し等）

画像等の使用が、要領第3に定める要件又は承認に附した条件に違反していると認められる場合は、当該利用承認の取消し又は以後の利用を承認しないことができるものとする。また、利用者に対し発行者等の回収等の措置を講じるよう求めることができる。

第5（事故、苦情の処理）

- 1 使用者は画像等の使用に伴い、事故又は苦情（以下「事故等」という。）が生じた場合は、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。
- 2 1に規定する事故等について、法人はその責任を負わない。

第6（報告）

- 1 理事長は、承認後、画像等の使用者に対して、画像等の使用状況について報告を求めることができる。
- 2 承認にかかる物品等の完成後、これを1部法人に提出し報告する。

第7（損失補償等の責任）

- 1 理事長は、画像等の使用を承認したこと、不承認したこと又は取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、画像等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、法人に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、画像等の使用に際して故意又は過失により法人に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を法人に賠償しなければならない。

附則

この要領は令和2年6月8日から施行する。

附則

この要領は令和3年5月18日から施行する。

(様式1)

画像等の利用承認申請書

(文書番号)

年 月 日

地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所
理事長 様

住 所
会社名
代表者名 印

貴法人の写真等の画像を利用したいので、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が所有する画像等の取扱いに関する要領を遵守することに同意し、下記のとおり利用申請します。

利用目的				
利用範囲	利用期間			
	利用媒体		部数	
利用画像等				
連絡先	部 署 名		担当者	
	TEL		E-mail	

(様式2)

文書番号

年 月 日

様

地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所
理事長

画像等の利用承認書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記の条件に基づき承認します。

記

条件

- 1 画像は申請時に申し込まれた利用目的・利用期間以外に利用しないこと。
- 2 承認を受けた画像について、他へ譲渡又は転貸しないこと。
- 3 法人からの提供であることがわかるように記すこと。
(例：画像の利用により作成した資料等の適当な位置に「(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所」と記すなど)
- 4 画像等は許可なく一切の加工をしないこと。
- 5 承認にかかる物品等の完成後、これを1部法人に提出すること。
ただし、提出困難なものについてはその写真等の提出を持って代えることができる。
- 6 提供された画像等は、利用終了後、申請者の責任において削除すること。